

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（過労防止等）

第二十一条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、乗務員が有効に利用することができるよう、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、乗務員に第一項の告示で定める基準による一日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了するこ

とができるよう、乗務員が勤務時間中に休憩する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるよう、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 | 5 | (略)

（乗務記録）

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 | 五 | (略)

六 第二十二条第三項の睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該

施設の名称及び位置

七 | 九 | (略)

（過労防止等）

第二十一条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、乗務員が有効に利用することができるよう、休憩の施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

3 | 4 | (略)

（乗務記録）

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 | 五 | (略)

六 | 八 | (略)

2 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転

者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 | 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間並びに乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を運転者ごとに記録させ、かつ、そのごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して一年間保存しなければならない。

4 | 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり運転の交替がない場合に限る。）は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができ。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間）保存しなければならない。

（運行指示書による指示等）

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

一〇三 （略）

四 旅客が乗車する区間
五 七 （略）

八 第二十二条第三項の睡眠に必要な施設の名称及び位置

2 | 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、前項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を運転者ごとに記録を事業用自動車ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 | 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり運転の交替がない場合に限る。）は、前二項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができ。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間）保存しなければならない。

（運行指示書による指示等）

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

一〇三 （略）

四六 （略）

九 運送契約の相手方の氏名又は名称

十 (略)

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇三 (略)

三の二 第二十二条第二項の休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに同条第三項の睡眠に必要な施設を適切に管理すること。

四 乗務員の健康状態の把握に努め、第二十二条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十二条第五項の場合において、交替するための運転者を配置すること。

六〇二十一 (略)

2・3 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一〇八 (略)

九 第二十五条第一項、第二項又は第三項の記録（同条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。

二〇一 (略)

七 (略)

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇三 (略)

三の二 第二十二条第二項の休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること。

四 乗務員の健康状態の把握に努め、第二十二条第三項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十二条第四項の場合において、交替するための運転者を配置すること。

六〇二十一 (略)

2・3 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一〇八 (略)

九 第二十五条第一項又は第二項の記録（同条第三項の規定により、同条第一項又は第二項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。

二〇一 (略)